

(仮訳)

電子商取引に関する協定のための暫定的な措置に関する宣言
2026年3月28日

本宣言は、アルゼンチン、オーストラリア、バーレーン、ベナン、ブルネイ・ダルサラーム、ブルキナファソ、カーボベルデ、カナダ、中国、コスタリカ、EU、ガンビア、ジョージア、香港、アイスランド、イスラエル、日本、カザフスタン、韓国、クウェート、キルギス、ラオス、リヒテンシュタイン、マレーシア、モーリシャス、モルドバ、モンゴル、モンテネグロ、ニュージーランド、北マケドニア、ノルウェー、オマーン、ペルー、フィリピン、カタール、シンガポール、スイス、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国の要請により発出されている。

1. 上記の世界貿易機関（WTO）の加盟国（以下「参加国」という。）は、2019年1月25日に発表されたとおり（WT/L/1056）、電子商取引の貿易関連の側面に関するWTOの規則に合意するというコミットメントを確認する。
2. 参加国は、2025年2月18日（WT/GC/W/963）及び2025年12月16日（WT/GC/W/963/Rev. 1）に一般理事会に対して、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（以下「WTO協定」という。）第10条9に基づき、電子商取引に関する協定をWTO協定の附属書4に追加する決定を採択するよう要請したことに留意する。一般理事会は、当該要請についてコンセンサスに達することができなかった。
3. 参加国は、デジタル貿易に関わる企業、労働者及び消費者がその恩恵を享受できるようにするとともに、ルールに基づく枠組を通じて、それぞれの経済内及び経済間のデジタル変革を支援するために、必要な国内手続の完了を条件として、電子商取引に関する協定を可能な限り早期に実施することを意図する。
4. そのために、参加国は、電子商取引に関する協定の新たな附属書に盛り込まれた暫定的な措置を準備した。
5. 参加国は、本宣言に添付されている電子商取引に関する協定（暫定的な措置に関する附属書を含む。）の受諾に必要な国内手続を進めることを目指す。電子商取引に関する協定は、同協定第29条2の規定に従い、45番目の受諾書が寄託されたときに効力を生ずる。
6. 参加国は、電子商取引を促進する上で、開かれた、透明性のある、無差別的なかつ予見可能な規制上の環境を推進するためのWTOの重要な役割を引き続き認識する。
7. したがって、参加国は、電子商取引に関する協定をWTO協定の附属書4に追加する決定を引き続き求める。
8. 参加国は、電子商取引に関する協定第20条に規定される履行のための期間、技術援助及び能力開発を通じて、個別的かつ対象となる開発ニーズに対処することの重要性を強調する。
9. 参加国は、電子商取引に関する協定第35条に従って、電子商取引に関する協定を定期的に見直し、並びに電子商取引及びデジタル技術の進化する性質を考慮に入れることの重要性を認識する。

10. 参加国は、他の全てのW T O加盟国が電子商取引に関する協定に加入するよう奨励し、この文脈において、電子商取引の促進に資する同協定の利点についてW T O加盟国への働きかけを拡大する。

別添：電子商取引に関する協定（暫定的な措置に関する附属書を含む。）